

共謀罪法案の成立に反対し、廃案を求める声明

- 1 本年3月21日、過去3度にわたり廃案となった共謀罪法案（組織犯罪処罰法改正案）が閣議決定され、再び国会に提出された。そして、今国会審議において本法案の矛盾や問題点が明らかになったにもかかわらず、与党は、日本維新の会以外の野党の反対を無視して5月23日の衆議院本会議において共謀罪法案を強行採決した。

自由法曹団は、与党・日本維新の会の衆議院での強行採決を強く非難し、参議院での徹底審議を求めるとともに、本法案の成立に断固として反対するものである。

- 2 共謀罪は、他人の権利・財産などへの侵害の危険が未だ具現化していない曖昧な「計画」（合意）の段階で国家が刑罰権を発動する点で、国民の内心の自由、正当な言論・表現を抑圧し、適正手続原則に違反するものであるから、共謀罪法案は、憲法19条、21条、31条に違反する法案である。

また、国家刑罰権は国民の生命・身体を侵害する作用であるから、人の生命身体・財産などに被害を及ぼす行為に対してのみ発動されるべきで、既遂処罰が原則（例外的に未遂・予備処罰）とされ、かつ、犯罪の要件・処罰は事前に明確に規定されなければならないという理念が近代刑法の基本原則とされてきた。このような既遂処罰原理・罪刑法定主義により、国民は刑法に反しなければ自由に行動できることを保障されているのである。

しかし、約300もの多くの犯罪について共謀の段階から処罰できることとする共謀罪法案は、既遂処罰を基本としてきた我が国の刑法体系を覆し、国民の自由な行動を大きく制限するものである。

- 3 政府は、「準備行為」がなければ処罰されないから共謀罪ではないと述べるが、「準備行為」自体に明白な限定はなく、法案の適用範囲を厳しく限定したものとはいえない。

また、「組織犯罪集団」が対象であって一般人は対象ではないとも述べるが、法案に一般人を対象としないなどという文言はなく、「組織犯罪集団」かどうかの判断は捜査機関であって、要は捜査機関が疑った者が「組織犯罪集団」であり、そうでないのが一般人であると言っているに過ぎない。同法案では、原発反対運動や基地建設反対運動などに適用され得る組織的威力業務妨害罪や、楽譜のコピー（著作権法違反）や節税（所得税法違反）など市民が普通の生活の中で行う行為が犯罪に問われかねないものも対象犯罪に含まれている。一般人が捜査対象になるのは明らかである。

- 4 共謀罪が成立すれば、捜査機関の権限が拡大し、これまで以上に監視社会が深刻化することも明らかである。

捜査機関は共謀罪の捜査として共謀自体を発見しなければいけないから、捜査方法としては、捜査機関が疑った者・団体に対して会話・通信など通常の生活の中での動向を日常的に監視せざるを得ず、それを合法化することとなる。

そして、警察はこれまでも違法・不当なプライバシー侵害に当たる捜査を繰り返してきた。例えば、岐阜県大垣市で風力発電所建設に反対していた市民の情報を収集し、発電所設

置予定業者に当該情報を提供していた件、在日イスラム教徒のあらゆる身辺情報を収集していた件、2016年参院選において大分県警が野党統一候補を支持している団体の建物敷地内で出入りする人の動向を監視カメラ2台で盗撮していた件など、近年においても枚挙にいとまがない。

共謀罪が制定されれば、このような監視活動・情報収集活動をしている警察にさらなる捜査権限を与えることになり、これまで以上に、市民の行動や、人と人の会話、目配せ、メール、LINEなど、人の合意のためのコミュニケーションそのものが広く監視対象とされ、監視社会が一層深刻化するの火を見るより明らかである。

さらに、対象犯罪には「司法妨害」として偽証罪などが含まれる。正当な弁護活動を「司法妨害」と決めつけて、共謀罪に問う可能性もある。これまで数々の冤罪事件を闘ってきた自由法曹団員の弁護活動への弾圧手段とされる危険は極めて大きい。

5 政府は、テロ対策のための国連越境組織犯罪防止条約の締結するためには共謀罪の制定が不可欠であるかのように主張するが、条約の条文においても国連立法ガイドにおいても共謀罪を成立させなくとも締結できることが明記されている。また、この条約の目的はマフィアなどの経済的な組織犯罪集団対策であり、テロ対策ではない。日本は、国連の13主要テロ対策条約についてその批准と国内法化を完了している。条約を締結するために共謀罪を制定させることも、テロ対策ために同条約を締結することも必要ないのである。

6 共謀罪法案をめぐる衆議院法務委員会の審議・運営は異常としか言いようがない。政府は野党議員の質問にまともに答える姿勢を放棄して「一般市民は捜査の対象にもならない」など根拠のない答弁を機械的に繰り返したり、野党議員が大臣に答弁を求めたにもかかわらず政府職員が勝手に答弁したりするなど、異常かつ非民主的という他ないものであった。

こうした異常な審議の挙句、法案の問題点が何ら解決されないまま、採決を強行したことは、民主主義を真っ向から否定する暴挙といわざるを得ない。

7 自由法曹団は、憲法に違反し、刑法制度を根本から覆して国民の自由を侵害して監視社会を生み出す共謀罪法案が強行採決されたことに強く抗議する。そして、参議院での徹底審議と法案の廃案を勝ち取るために、引き続き全力を尽くすことを表明する。

2017年5月23日

自由法曹団
団長 荒井 新二